

藤崎町ふるさと寄附返礼品提供事業者募集要項

1 目的

藤崎町ふるさと寄附の返礼品（寄附者へ贈呈するお礼の品）を提供していただける事業者（以下、「提供事業者」という。）を広く募集し、返礼品を充実させることで、藤崎町ふるさと寄附の促進及び藤崎町の魅力発信を推進することを目的とします。

2 提供事業者の要件

次の要件を全て満たしている事業者とします。

- (1) 町内に本社又は事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、町内で生産された物品又は提供されるサービスを取り扱う町外の事業者も提供事業者と認める。
- (2) 返礼品の梱包、発送、問い合わせなどの対応が可能であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (6) 各種法令等を遵守した生産・製造・販売及びサービスの提供を行っていること。

3 募集する返礼品

(1) 次の要件を全て満たしている返礼品とします。

ア 総務省が定める地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）に該当するものであること。

【地場産品基準】

- ・藤崎町内で生産されたもの
- ・返礼品の原材料の主要な部分が藤崎町内で生産されたもの
- ・返礼品の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を藤崎町内で行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- ・その他、国の基準によるもの

イ 当町の魅力の発信につながる要素を持つ返礼品であること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

エ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。

オ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

- (2) 返礼品の価格（消費税及び地方消費税を含む）は、提供事業者が町に提示し、町が確認した額とする。
- (3) 寄附金額は、返礼品の価格が寄附金額の3割以内となるよう町が設定する。

4 提供事業者のメリット

- (1) 藤崎町のホームページやパンフレット、ふるさと納税ポータルサイト（さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ANA のふるさと納税、JRE MALL ふるさと納税、ふるなび、JAL ふるさと納税、Amazon ふるさと納税等）に返礼品の画像、返礼品名、企業名などが掲載されます。
- (2) 返礼品の発送時に、提供事業者のパンフレット等を同封していただくことで、提供事業者の販売促進、PRが可能です。

5 応募方法等

(1) ポータルサイト掲載までの流れ

- ① 藤崎町ふるさと寄附返礼品提供事業参加申込書（別紙1）、会社概要が分かるもの及び返礼品の画像データ（ファイル形式はjpg、png、bmpのいずれかとし、ファイルサイズは3MB以下）を町へ提出してください。（紙、電子データ、藤崎町電子申請サービス等）

※返礼品の画像データについては、藤崎町ホームページ等に使用し、出版社等から画像提供の依頼があった場合、必要に応じて提供します。

※応募書類については、承認・不承認に関わらず返却しませんので予めご了承ください。

- ② 応募内容等を総合的に判断し、藤崎町ふるさと寄附の返礼品として適当と認められる場合、その提供事業者として決定します。

※募集結果については当該応募者に通知します。

※募集結果に関する異議申立ては受け付けません。

- ③ 決定した提供事業者は、株式会社インサイト及び株式会社さとふる（ふるさと納税業務委託先）と個別に契約し、事業者情報及び全ての返礼品情報を登録します。
- ④ 町及び総務省の審査完了後、各ふるさと納税ポータルサイトへ掲載されます。

(2) 応募先及び提出方法

ア 持参の場合

提出場所 藤崎町財政課管財係

受付時間 8時15分～17時00分（土日祝日を除く）

イ 郵送の場合

〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1番地

藤崎町財政課管財係宛
(画像データはメール送信でも可)

ウ 電子メールの場合

藤崎町財政課管財係宛 (kanzai@town.fujisaki.lg.jp)

エ 藤崎町電子申請サービスの場合

以下のアドレスから申請

https://apply.e-tumo.jp/town-fujisaki-aomori-u/offer/offerList_initDisplay

6 その他の留意事項

- (1) 提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、藤崎町保有個人情報の適切な管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年藤崎町告示第51号）及び関係法令を遵守することとします。
寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的で使用することはできません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から提供事業者へ商品申込み等で入手された個人情報は対象外とします。
- (2) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について町へ報告することとします。
なお、品質等による保証や、クレーム対応については、町は一切の責任を負いません。
- (3) 町は、提供事業者及び返礼品が2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- (4) 登録された返礼品を変更または受付停止する場合は、株式会社インサイト及び株式会社さとふるを通しての申請が必要となります。
- (5) インターネット及びパンフレットでの掲載順や広報紙等への掲載返礼品の選定などは町への一任となります。
- (6) 返礼品として食品を取扱う提供事業者は、産地名の適正な表示をするとともに、町が実施する定期的な調査や必要に応じて実施する実地調査に協力するものとします。

7 お問い合わせ先

藤崎町財政課管財係
〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1番地
電 話 0172-88-8248 (直通)
FAX 0172-75-2515
E-mail : kanzai@town.fujisaki.lg.jp